

(仮称)島田市文化芸術推進計画の策定について

1 計画の趣旨

文化芸術は過去から未来へと受継がれ、すべての国民が真にゆとりと潤いを実感できる豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉として極めて重要です。文化芸術に関する施策の指針等を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に役立てることを目的とします。

2 計画策定の背景

平成 29 年 6 月には文化芸術基本法が改正され、文化芸術そのものの振興に加え、その力を教育、福祉、産業・観光、まちづくりなどの施策と連携させることや、地方推進計画（努力義務）の策定が明記されました。また基本施策の生活文化の例示に「食文化」が追加される等文化の範囲を幅広く捉えることとなりました。島田市ではこれまで培われてきた多様な文化芸術の継承及び発展を支え、文化芸術の創造を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本となる事項を定める必要が生じました。

3 計画の策定期間

平成 30 年から平成 31 年度

4 計画の策定組織

平成 30 年度には、主に文化芸術をとりまく現状の整理、市民等の意識調査等の基礎調査及び骨子案について、平成 31 年度には、主に計画案及び計画案に対するパブリック・コメントについて協議をお願いします。なお、平成 32 年度以降については、計画進捗管理及び効果の検証、その他実情に即した文化芸術の推進に関する事項についての協議を予定しています。

(1) 島田市文化芸術推進協議会（有識者等）

有識者等から構成される協議会で、策定ワーキング（関係課長等）で検討され、策定委員会（関係部長等）に提出された次の原案について、より専門的な視点から多角的に協議等を行います。計画策定を目的とした協議会の開催は平成 30 年度に 3 回程度、平成 31 年度に 4 回程度を予定しています。

ア 平成30年度協議予定事項

- ・市民等の意識調査を行うための設問等について
- ・文化芸術を取り巻く状況（文化資源、施設、市民等の意識等）の整理及び分析
- ・課題や強みについて

イ 平成31年度協議事項

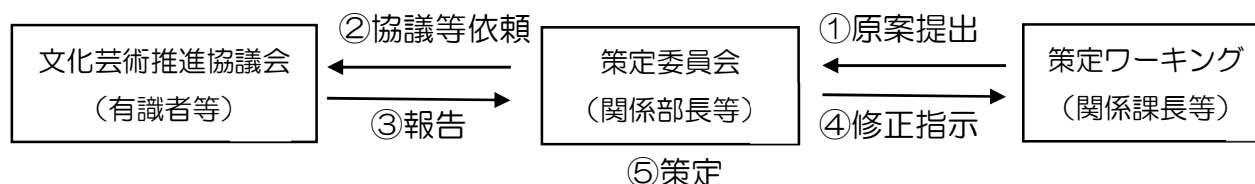
- ・理念・目標及び施策の方向性等について
- ・取組施策・推進体制等について
- ・パブリックコメント等について
- ・最終案について

(2) 策定委員会（関係部長等）

関係部長等から構成される委員会で、策定ワーキング（関係課長等）から提出された計画の原案について、文化芸術推進協議会（有識者等）へ協議等の依頼を行い、計画の策定を行います。

(3) 策定ワーキング（関係課長等）

関係課長等から構成されるワーキングで、策定委員会（関係部長等）に原案を提出します。また、策定委員会の指示により原案の修正を行います。



5 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要(平成29年6月23日公布・施行)

(1) 改正の趣旨

- ア 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
- イ 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

(2) 改正の概要

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

(3) 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

＜基本理念の改正内容＞

ア 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備

イ 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策との有機的な連携

(4) 基本的施策

ア 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」（琉球の歌舞劇）を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識・技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。

イ 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。

ウ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。